

同志社女子大学

障がいのある学生支援に関する指針（ガイドライン）

1. 目的

同志社女子大学（以下「本学」という。）は、教育理念に基づき、障がいのある学生に対して「障害者基本法」の基本理念及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号）に準拠して、修学支援、学生生活支援、キャリア支援など総合的な支援を行うものとする。これにより、障がいの有無によって分け隔てることなく、本学の学生が安心して学ぶ環境を整備するとともに、相互に人格と個性を尊重し合うキャンパスの実現をめざす。

2. 対象と範囲

- (1) 障がいのある学生とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障がいのある本学学生（学部、大学院、専攻科）、科目等履修生、聴講生、研究生、留学生（国内外協定校からの交換留学生を含む）及び本学を志望する受験生（以下「学生」という。）とする。
- (2) 「障害者手帳」の有無は問わない（診断書を有することを原則とする）。
- (3) 原則として社会的障壁（※1）の除去を必要としている旨の意志の表明が、本人（又は保護者）からあった学生を対象とする。ただし、本人からの申出ができない場合においても、当該学生が支援を必要としていることが明白である場合には、大学から当該学生に対して働きかけるものとする。
- (4) 支援の範囲は、入学試験、授業、課外授業、学校行事への参加等、教育に関する全ての事項及び学内生活面とする。

3. 不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供について

本学は障がいのある学生に対する不当な差別的取扱いについて禁止するものとする。合理的配慮に関する基本的な考え方は、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成 27 年 11 月 26 日付文部科学省通知）（以下、「対応指針」という。）に準じる。なお、合理的配慮は多様かつ個別性の高いものであり、その手段や方法については、「対応指針」が示す「過重な負担の基本的な考え方」（※2）を考慮し、双方の建設的な対話による相互理解を通じて行うものとする。

4. 基本的な考え方

本学の障がいのある学生支援における基本的な考え方は、以下のとおりとする。

- (1) 全ての学生に対する修学支援の一環として障がいのある学生支援をとらえ、各関連部署が主体的に関わり、かつ相互に連携・協力して支援体制を確立する。
- (2) 修学の権利の主体が学生本人であることを踏まえ、個々の状態や障がいの特性に考慮し、学生一人ひとりの要望に基づき、柔軟な姿勢で取り組む。
- (3) 障がいのある学生の主体性を育み、自立と社会参加につながる支援を行う。
- (4) 障がいの有無にかかわらず、学生が共に学びやすい環境づくりにつとめる。
- (5) 学外の関係機関とも連携し、より適切な支援体制を確立する。

(※1) 「障害者基本法」では、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう」と定義している。

(※2) 「対応指針」では、「過重な負担の基本的な考え方」について、関係事業者において、個別の事案ごとに、①事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）、②実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）、③費用・負担の程度、④事務・事業規模、⑤財政・財務状況等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要であり、一般的・抽象的な理由に基づいて過重な負担に当たると判断することは、法の趣旨を損なうため、適当ではないとしている。また、「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」（平成 29 年 3 月）では、合理的配慮の申出の内容が教育に関わるものの場合、まず、当該場面における教育の目的・内容・評価の本質（カリキュラムで習得を求めている能力や授業の受講、入学に必要とされる要件）を変えずに、過重な負担にならない範囲において、教育の提供方法を柔軟に調整することとしている。